

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.140

No.140 2018.10.15

■ パワハラ禁止法制定の署名にご協力ください！！

9月から、労政審でパワハラ対策の議論が始まりました。労働側からはパワハラ規制の法整備を求めています。経営側は、パワハラ法の整備はせず「ガイドライン」を作って企業に自主的な対策を求めるのが現実的だと主張して、法整備に反対しています。しかし、ガイドラインでは強制力もなく、実効性は期待できません。

他方で、ILOは2019年の総会で、セクハラ、パワハラ、マタハラだけでなくあらゆる形態のハラスメントを含む「仕事の世界における暴力とハラスメント」を禁止する条約を採択する予定です。世界がハラスメントに対するより厳しい規制へと動く中、日本だけが取り残されていきそうな状況です（なお、ILOが実施した80カ国調査では、「職場の暴力やハラスメント」について規制を行っている国は60カ国ありますが、日本は規制がない国とされています・・・）。

そこで、日本労働弁護団では、**パワハラ禁止法の制定を求めるネット署名**を開始しました！具体的には、①パワハラが禁止される行為であること、②企業はパワハラ対策の措置義務を負うこと、を明記した法律の制定を求めるものです。

ご自身が署名することはもちろん、つながりのある方・団体に署名の呼びかけをお願いいたします！

<http://ur0.work/Mu9I>

#パワハラ禁止法を作ろう

で広めてください！



■「職場のハラスメント防止法を作ろう！」 集会にご参加ください！

11月22日(木)18:30～@連合会館2階大会議室にて、日本労働弁護団主催で「職場のハラスメント防止法を作ろう！」と題した集会を行います。日本にはハラスメント行為を一般的に規制する法律が存在しませんが、セクハラ、パワハラ、マタハラ、さらには上司や同僚以外の第三者（例えば、客や取引先）からのハラスメントなども一般的に規制する法整備が求められています。

本集会では、労政審での議論状況や各労組におけるハラスメント防止の取り組みを労働組合から報告していただいたり、セクハラやパワハラの実態と規制立法の必要性について訴えていただく予定です。

なお、日本労働弁護団では、今年3月に「職場のいじめ・嫌がらせ防止法の立法提言（第1次試案）」を発表したほか、8月には「職場のいじめ・嫌がらせに対する立法を求める意見書」を発表し、ガイドラインではなく法的義務を課す立法を行うべきであることなどを指摘しています。ホームページから見ることが出来ますので、こちらもぜひご確認ください。

ハラスメント防止を進める気運が高まっています。左記の署名とともに、取り組みを強めていきましょう！

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790